

## 第4章 職員のうち労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定及び告示

令和2年において、行政執行法人の労働関係に関する法律第4条第2項の規定に基づき労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲を認定し、告示した件数は、2件である。

### 1 改正概要

#### (1) 独立行政法人統計センター

令和2年4月1日の組織改編で、統計編成部については、人口統計編成課、経済統計編成課及び消費統計編成課に置かれていた「マネージャー」を廃止し、これらの課に「副課長」を置くとともに、統計分類企画課を廃止するなどし、職が新設・改廃され、組織改編を踏まえて労組法第2条第1号に規定する者の範囲を見直したことを受けて、告示の表に必要な改正を行う旨、5月27日の第724回審査委員会で決定し、6月9日、告示した。

#### (2) 独立行政法人製品評価技術基盤機構

令和2年5月1日及び平成31年4月1日の組織改編で、デジタル技術を活用した業務変革（デジタルトランスフォーメーション）を統括する責任者として理事長の下に「デジタル統括官」を新設し、また、認定センターにおいて、中部認定事務所及び近畿認定事務所を廃止するなどし、職が新設・改廃され、組織改編を踏まえて労組法第2条第1号に規定する者の範囲を見直したことを受けて、告示の表に必要な改正を行う旨、5月27日の第724回審査委員会で決定し、6月9日、告示した。

### 2 告示

#### ○ 中央労働委員会告示第1号

行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第4条第2項の規定に基づき、平成15年中央労働委員会告示第1号の一部を次の表のように改正する。

令和2年6月9日

中央労働委員会会長 岩村 正彦  
(傍線部分は改正部分)

		改正後	
(略)	独立行政法人製品評価技術基盤機構	独立行政法人統計センター	(略)
	製品評価技術基盤機構	統計センター	
	部長 本部長 所長 参与 技監 監査室長 情報統括官 支所長 センター長 次長 参事官(人事、労務、文書、経理又は監査担当の者に限る。) 課長 専門官(人事、労務、文書、経理又は監査担当の者に限る。) 人事又は労務担当の主査(人事企画課に置くものに限る。) 人事又は労務担当の主任(人事企画課に置くものに限る。)	経営審議役 部長 情報技術センター長 次長 統計編成統括官 人口・消費統計編成調整官 経済統計編成調整官 参事 課長 統計データ高度化推進官 監査室長 室長(監査室長を除く。) 財務企画監 副課長 課長代理(人事、労務又は経理の事務を担当する者に限る。) 人事、労務又は経理担当の係長	
		改正前	
(略)	独立行政法人製品評価技術基盤機構	独立行政法人統計センター	(略)
	製品評価技術基盤機構	統計センター	
	部長 本部長 所長 参与 技監 監査室長 情報統括官 支所長 センター長 次長 参事官(人事、労務、文書、経理又は企画担当の者に限る。) 課長 認定事務所長 調査官(人事、労務、文書、経理又は監査担当の者に限る。) 専門官(人事、労務、文書、経理又は監査担当の者に限る。) 人事又は労務担当の主査(人事企画課に置くものに限る。) 人事又は労務担当の主任(人事企画課に置くものに限る。)	経営審議役 部長 情報技術センター長 次長 統計編成統括官 人口・消費統計編成調整官 経済統計編成調整官 参事 課長 統計データ高度化推進官 監査室長 室長(監査室長を除く。) 財務企画監 副課長 マネージャー 課長代理(人事、労務又は経理の事務を担当する者に限る。) 人事、労務又は経理担当の係長	